

地方セミナー開催に関する要綱

(趣旨)

1 この要綱は、宮沢賢治学会イーハトーブセンターが主催するセミナーのうち、花巻市を会場とするもの以外(国内に限る)のセミナーを開催するにあたり、その開催基準について必要な事項を定めることを目的とする。

(主催・主管)

2 セミナーの主催は、宮沢賢治学会イーハトーブセンターとし、開催地の関係機関(もしくは団体・グループなど)は、主管として実質の運営にあたる。

(運営費用)

3 セミナー開催に要する費用は、主催者が予算の範囲内において概ね次の費用を負担する。

(1) 講師謝礼

1 セミナーにつき、講師2人までの謝礼

(2) 講師派遣旅費

講師居住地から開催地までの往復1泊2日(開催日程により必要な場合は2泊3日)の旅費

(3) 会場使用料

できるだけ公共施設を利用する

(4) その他

講義とあわせておこなう賢治作品を楽しむ催し(例えば朗読会等)にかかる費用

4 セミナーにかかる費用のうち、一部を受講者負担として受講料を徴することができるものとする。

(事務分掌)

5 主管者が担当する事務は、次のとおりとする。

(1) セミナーの企画作成

(2) 会場の確保

(3) 講師の依頼・交渉

(4) 申し込み受付

(5) セミナー当日の運営

(6) 講義記録の作成

6 前項の事務を処理するにあたっては、主管者は主催者と協議をするものとし、必要によっては主催者が直接担当するものとする。

(企画の申し込みと決定)

7 セミナー開催企画の申し込みをしようとするものは、開催しようとする前年度の8月末日までに申込書に必要な資料を添えて本会事務局まで提出するものとする。

8 申し込みのあった企画は、本会企画委員会の審議を経て、理事会において決定する。

地方セミナー申込書

申込者（団体の場合は団体名も）
連絡先 住所 電話
開催希望期日
開催予定会場
企画案（現段階で予定しているプログラム・日程案）
本会に依頼する事項
その他参考事項

